

天理市公告 第13号

天理市南六条町地域内（南六条町②）の土地について国土調査法による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。
なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年2月18日

天理市長 並 河



記

1. 地図及び簿冊の名称 天理市南六条町地籍図原図
天理市南六条町地籍簿案
2. 閲覧期間 令和8年2月18日（水）から
令和8年3月10日（火）まで 21日間
（上記期間の内、2月22日（日）・23日（月）・3月1日（日）・7日（土）・
8日（日）については閲覧業務を行わない。）
3. 閲覧時間 午前9時から午後4時まで
閲覧場所 天理市役所3階 監理課 地籍調査係

ただし、閲覧期間の内、次の表の日程においては、記載の閲覧時間及び閲覧場所にて行う。

閲覧日時		閲覧場所
2月18日（水）から 2月21日（土）まで	午前9時から午後4時まで	南六条町公民館
2月26日（木）から 2月28日（土）まで	午前9時から午後4時まで	南六条町柳生公民館

4. 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
6. 誤り等訂正の申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。